

1. 会長の時間 寄居RC 松本 則之さん

皆さんこんにちは。先日ですが、妻の誕生日が2月9日 でして、運転免許更新の年になっていたので、妻が早速1



月某日寄居警察に更新に行ってきました。妻は、22年間くらい、結婚以降、一度も車を運転したことのない、バリバリのペーパードライバーなのですが、身分証明書として運転免許証を使っています。そこでものすごくびつくりしたこ

とがあったようです。通常免許更新のとき、更新料というのを受付で払うと思いますが、その支払いが埼玉県だけ今月から現金が使えなくなったということです。皆さん知っていましたか?窓口ではお年寄りとか、カードを持ってない方が、ものすごく困って、大変に混乱しているところ、受付の女性の方から、強い口調の説明を受けていたということで、妻もかなり気分を悪くして帰ってきました。どんどんこのように時代が変わっていきます。我々も日々自分自身を刷新しながら生活を続けていかないといけません。

またこの時期ですと、皆さんも健康について考えていただければなと思います。よく、外出から帰りましたら、手洗いうがいをしてくださいというのがありますが、確か2022年の京都大学の実験で、一つ目のグループは外から戻っても「うがいをしない」Aグループで、Bグループは戻ったら「うがい薬を使ってうがいする」グループ、もう一つのグループ、Cグループは「水だけでうがいする」グループで、どのグループが一番風邪をひかないかというと、意外にも水だけでうがいしたグループということです。

イソジンとかそういうのを使ってうがいしたグループは、うがいも何もしないグループと比べて、わずかに風邪をひきにくくなっているだけだったそうです。人の口内環境、唾液の中にも、良い常在菌というのがあります。人間の体というのは、馬鹿にできないほど、ものすごい機能がありますので、そういった良い細菌まで、うがい薬という

のは、殺してしまう。それによって免疫機能というのが下がってしまう。水うがいだけの方が風邪等防げるということを聞きました。またマスコミは、そういったことを報じないです。やっぱりCMのスポンサーになったりしますから、それを害するようなものは、商品を使わないでください。というのと同じですから、決して放送されることはないです。

CMというのは自社の商品を宣伝できることのメリッ トがあるのはもちろんですが、マスコミに自社製品の都合 の悪いことを放送させない。というもう一つの効果がある のかなというのが、私の実感するところです。以前、何年 か前に言ったことあるのですが、骨を健康にしようとして 牛乳を飲んでいる方、周りにも多いと思いますが、実は1 995年に農林水産省が国を挙げて、お年寄り対象に牛乳 飲んでいるお年寄りと飲まないお年寄りの骨折リスクの 差を調べたらしいです。大々的に調べて、青写真としては 「牛乳飲む老人の方が、骨が健康ですから皆さん飲みまし ょう。」という大キャンペーンをするつもりでやったとの 噂ですが、調べたところ牛乳飲むグループの方が、老人に 限ってですが骨折リスクは倍に高かったということです。 牛乳酸性食品で液体の酸性食品が入ることにより急激に 体が酸性に傾くのを、バランスをとろうとして、骨からリ ンとかが溶け出してしまうというようなことらしいので すが、それはもちろんマスコミとかは言うことは一切ない 状態です。

皆さん、情報を仕入れながら、健康を考えましょう。本日この後橋本先生に卓話をいただきますが、私も先生にお会いしてからいつも「相続について」は、おじいさんが亡くなったとき、必ずおばあさんの存在も使うと相続を指導されています。これ素晴らしいなと思ったからです。ご存知の通り、1人頭、数千万の相続税控除枠がありますが、多くの方は「おじいさんが死んだからその息子に全部やっちゃえばいいや。」と言う方も多いですが、そうするとせっ

かくのおばあさんの非課税枠を次の代に使えないことになります。先日、うちの事務所に土地の相続登記依頼に来た方が、おじいさんが亡くなって無資産のおばあさんがいたのに、その方に一切やることなく、税理士さんが入って息子に全部やることにしたということを聞きまして、おばあさんの枠を使えれば4200万円分非課税にできるはできたわけですから、私の素人計算でも、おおよそそれだけで1300万程度は節税できたという状態で、その方不動産が多く預貯金が2000万ぐらいで、相続で1800万円払ったということなのでした。この話を私もしなければよかったのですが、ついしてしまい、すごくがっかりされておりました。場合によっては東京の方だと損害賠償とか、そういうことにもなる事例だそうです。そういうことですので、先生のお話は本当に大変勉強になりますので、聞いていただければと思います。

以上で会長の時間を終わりにします。どうもありがとうございます。

2. 幹事報告 寄居RC 松本 幸男さん

皆様改めましてこんにちは。幹事報告をさせていただき ます。前回お話させていただいた「能登半島の地震支援金



の募金のお願い」について報告いたします。支援金の行先がきちんとわからなければ、義援金や募金等は協力しづらいということから会長が確認したところ、石川と富山のロータリークラブのガバナー口座に振り込まれるという

ことがわかりました。寄居ロータリークラブとしては1人 当たり約千円として3万円の義援金を実行することになりましたのでご報告します。よろしくお願いします。

また、地区からのお願いです。蘇えれ2570プロジェクトで大相撲初場所観戦について、当クラブからの参加はなかったかと思いますが、2570地区、28クラブ138名が両国国技館に集結しますという報告がございました。国技館に行く人、テレビ観戦する人、ともに国際ロータリー2570地区は心を一つにワンチームで「テレビ観戦のお願い」という案内が来ています。普段から相撲を見ている方はたくさんいらっしゃるとは思いますが、よろしくお願いします。

最後に、2月の炉辺談話ですが、本日出欠の用紙を回します。バスも出ます。バスは寄居駅北口ロータリー17時40分発ですので、よろしくお願いします。炉辺談話のテーマは、ちょっと近々の話ですが、「3年後の寄居ロータリークラブ」です。あまり先のことよりも3年後の寄居ロータリークラブを考えるということです。というのも、60周年を迎えますので、その3年後の寄居ロータリークラブのあり方を、今一度皆さんで考えていただき、団結した60周年を迎えられればと思い今回のテーマにさせていただきました。よろしくお願いいたします。幹事報告としては以上です。

3. 委員会報告

(1) 出席推進委員会

赤坂匠康さん

皆さん、こんにちは。出席委員会から出席のお願いです。 最近は出席率が9割を切る事が多くなっています。出席委 員会としても出席率の高い方に何らかの形で感謝の意を 伝えるような形がとれればと思っています。またどのよう な形でというのは、みなさんと相談しながら進めていきた いと思いますので、よろしくお願いします。

例会日	総員	欠席	出席	MU	出席率
1月24日	3 5	6	2 9	0	82.86%
1月17日の修正出席率					82.86%

(2) ニコニコボックス委員会 下条 誠さん 松本 則之さん 本日もよろしくお願いします。

> 橋本さん、卓話楽しみにしています。 勉強させていただきます。

多めにいただきました

松本 幸男さん 橋本さん本日の卓話、たくさん勉強させていただきます。よろしくお願いいたします。

津久井大雄さん 明けましておめでとうございます。橋本先生、今日の卓話、宜しくお願い致します。寄居町協議会では今年はライフの問題を1番の課題としています。 皆様宜しくお願いします。

荻野 幸一さん 橋本さん、卓話楽しみです。

佐橋 正行さん 先週お預かりした義援金は、支援物資として2月11、12日に届ける予定だそうです。義援金を託していただき、ありがとうございます。

浅見 克一さん 橋本さん、卓話、関心をもって聞きます。大寒、体に気を付けて過ごしましょう。

小宮 俊光さん 橋本さん、卓話楽しみにしていました。 宜しくお願いします。

山口 正彦さん 橋本先生、卓話楽しみにしていました。 宜しくお願いします。

柴崎 正さん 橋本則彦さん、卓話勉強になります。

清水 浩一さん 橋本さん、勉強させていただきます。

加藤 祐司さん 橋本則彦さん、本日の卓話、楽しみにしております。

大久保知明さん 橋本さん、今日の卓話たのしみです。 よろしくお願いします。

赤坂 匠康さん 最強寒波襲来!皆様、カゼなどお召しに なりませぬようお過ごしください。僕は やっと元気になりました。腰以外は…

荻野 真仁さん 橋本さんの卓話を楽しみにしています。

橋本 則彦さん 今日は寒いですね。つたない卓話ですが、 お付き合いください。

多めにいただきました

吉田 正博さん 本日司会をさせていただきます。よろしくお願い致します。橋本さん、卓話楽しみにしております。

吉田 昌弘さん 橋本先生の卓話、楽しみにしております。 どうぞよろしくお願い致します。

小鮒 哲夫さん 本日もよろしくお願いします。

高田 徹さん 早くも花粉の症状がひどくなって来ま した!本日もよろしくお願い致します。

権田 功さん まだまだ寒い毎日。観戦病もはやっていますので、注意しましょう。本日は橋本さん、よろしくお願いします。

高倉 隆綱さん 橋本さん、卓話楽しみにしていました! 勉強させていただきます。本日はよろし くお願い致します。

豊田 康業さん 風は冷たいですが、今日もよろしくお願いします。橋本先生、卓話を楽しみにしております。

土師 賢一さん 本日もよろしくお願い致します。

吉田 正博さん 前回お休みの為。

高倉 隆綱さん 前回お休みの為。

下条 誠さん 橋本さん、卓話楽しみにしていました。 本日もよろしくお願いします。

卓話 税理士 橋本 則彦さん

皆さんこんにちは、本年もよろしくお願いいたします。



今日2つ資料を作りまして、一つが 「今月は職業奉仕月間です」というもの。 もう一つが「相続対策と相続税対策」と いうものです。

最初に「今月は職業奉仕月間です」という資料でお話をします。この資料は、

昨年6月の2570地区研修の際に示されたものですが、 その中では職業奉仕月間の卓話をクラブの職業奉仕委員 長が実施するようにと示されていたところ、今回、会長か ら卓話をお願いしますということになり、この資料を作成 し、最初に職業奉仕のお話をします。

この資料は、ロータリー2570地区が作成した「卓話 モデル入会3年未満のための職業奉仕入門」を利用して作 成しました。

インターネットで「ロータリー2570地区」と検索をすると、2570地区のホームページが出てきます。次に、メインページの中の「委員会」をクリックすると「職業奉仕」というところが出ます、そこをクリックすると職業奉仕のページが表示されます。その上から2番目のところに、

「卓話モデル入会3年未満のための職業奉仕入門」という ところがありますので皆さんもご覧いただければと思い ます。これを見ていただければ、何となく職業奉仕という のがどういう歴史できたのかというのがわかるようになっています。

最後のページに「ロータリーの樹」というのがありますが、その幹が職業奉仕ということですので、ロータリーの基本は職業奉仕にあるということを表しているものと思います。ロータリーにはクラブ奉仕・職業奉仕・社会奉仕・国際奉仕・新世代奉仕の5大奉仕がありますが職業奉仕を一層大切なものとしているようです。

毎月唱和している「ロータリーの目的」の中では、「各人の意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある」とし、第2に「職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事は全て価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとすること」ということで職業奉仕がロータリー活動の基本となるものということのようです。私も「ことのようです。」としかまだ言えるほどの経験がないものですから、また後日フォローをしていただければと思います。よろしくお願いします。

では今回の相続対策と相続税対策の方へ話を進めていきます。実はこれ研修会でやると、大体2時間ぐらいかけて話す内容になりますので、少し飛ばし飛ばしになると思いますが、しばらくお付き合いください。

1. 似ているようで大きく異なる相続対策と相続税対策

似ている感じがするのですが、相続対策というのは、資産や財産事業をいかに円滑に承継させるかの問題で、相続税対策は相続税の円滑な納税と財産の減少等をするか、正しく税金を払うことは重要ですが財産を守ることも大切です。しかし変なことをするわけにはいかないので、きちんと対策できる方法はないかと考えることです。相続対策は主として円満な遺産分割や事業承継に向けて採るべく対策で、相続税対策は、主として納税額の抑制や納税資金の手当に向けて採るべき対策ということになります。

相続対策と相続税対策は両輪の関係にあり、相続税対策のみにとらわれると相続対策を失敗。相続対策のみにとらわれると、多額の相続税という負担に繋がり相続税対策が失敗する可能性があります。それは先ほど会長がお話した相続税の配偶者控除で言うと、配偶者の相続分を使うか使わないかということで、いろんな問題が出てくる場合があります。例えば、次の相続、親父の相続で苦しんだから母親の相続のときは苦しみたくない。税金が多くなってもいいから、今ここで渡してしまいたい。というケースもあると思います。ただ、そうした場合は税金が多くなってしまいます。その代わり次の相続のトラブルはないですからそういった問題は出てこない。どちらがいいのかというのは非常に難しい部分があるということで、相続対策と相続税対策の選択の優劣は悩ましい問題です。

相続の仕組みについては、皆さん大体ご承知だと思いますけれども、もう1回復習してみたいと思います。

(1) 法定相続人と法定相続分。

第1順位で配偶者子供となった場合には、配偶者が2分

の1、子供が2分の1。あるいは子供の代襲相続人ということになります。子供が数人あるときの相続分は均等で頭割りになります。ここで訂正があります。非嫡出の相続分は嫡出子の2分の1と書いてありますがこれは昔の決まりでして、今は非嫡出子も嫡出子も同じの相続分です。ここは抹消してください。申し訳ありません。

子供がいない場合には、第2順位ですので、直系尊属、配偶者と親が相続人になります。その場合は配偶者の相続分が3分の2、親の相続分が3分の1。配偶者は常に相続人になるのですが、配偶者がいない場合は親だけが相続人になります。

第3順位は親が亡くなっている場合には、今度は配偶者と兄弟姉妹というふうになります。兄弟姉妹の相続分は4分の1に減ります。ただし兄弟姉妹の相続人は、代襲相続はその子供までなので、甥、姪の下には行きません。それから親が違う兄弟がいた場合は、兄弟の相続分は2分の1に減ります。

(2) 代襲相続

代襲相続の話ですが、本来の相続人が相続開始前に死亡していたり、相続欠格となった場合や、排除で相続にならなかった場合にも発生します。ただし、兄弟姉妹が相続人になるときはその子供である甥や姪は代襲相続人にはなれますが、その子供は代襲相続できません。

(3) 遺言と遺留分

次に、遺言と遺留分という話になります。遺言により指定された相続分や、相続財産は法定相続分より優先しますので、親の思いを表すのには有効ですが遺留分を侵すことはできません。遺留分というのは、各法定相続に認められ最低限の取り分のことです。例えば、子供が3人いて、長男に全部相続させたいという遺言を作ったとしても、他の子供、仮に配偶者がいないで子供3人ですと、3分の1ずつの権利がありますから、全部を長男にと言ったとしても、他の子供は3分の1の半分6分の1は相続する権利がどうしても残りますということです。

(4) 相続の継承と放棄

相続の承認と放棄ということで、相続人は相続をするかしないかを自由に決めることができますが、相続する範囲や条件を定めたい場合や相続をしない場合には、3ヶ月以内に手続きを行わないと無条件で相続することになってしまいます。よくあるのは、実の親子であればまだ財産の状況がわかるのですが、例えば、兄弟姉妹が相続人でその甥姪が代襲相続するときは、ずっと繋がりがなかった叔父さんとか叔母さんの財産を相続するということがあります。

相続というのはプラスの財産を相続するけれども、マイナスの財産、借金も相続することになりますので、例えばそういう繋がりがない人の場合だと、財産があるか借金があるかもわからない。あるいは、財産があるのはわかるけれど、借金がいくらあるかもわからない。そのときに放棄をしてしまえば、財産も借金も相続しないので、面倒はな

いのですが、その代わり何も残らない。

借金がないかもしれない。あるいは財産が5000万、借金が1000万といった場合は、借金があっても4000万円は残りますから相続した方がいいとも考えられます。こうした、よくわからないような場合だと放棄をしないで限定承認という方法があります。

限定承認というのはその財産の範囲内だけで借金を相続しますよというやり方なのですが、これをやるとさっきの話であれば5000万円の財産があり、1000万円の借金でしたので4000万円は残ります。そうではなくて、もし6000万円の借金があった場合、限定承認ですと、そうした場合は5000万円の分だけですから、1000万は背負う必要がなくて、プラスマイナス0で済むことができます。これは、相誰かが亡くなって自分が相続人になることを知ってから3ヶ月以内に裁判所に届け出をしないと認められませんので、注意してください。

(5)相続欠格と相続人の廃除

相続に対して不正な利益を得ようとした人とか、あるいは相続権を奪ったり、相続人の廃除というのは、被相続人に対する虐待だとか重大な侮辱など著しい非行のあった者について相続権を奪う制度です。ただこれはほとんど認められません。制度はあるのですが、例えば相続欠格は結構比較的やりやすいのですが、相続人の廃除というのは非常に親を虐待したとか、何とかを侮辱したとかというのは立証するのが非常に難しいです。ただ、明らかにこれはひどいというケースの場合は、そういったものをちゃんと証拠立てをして、申し立てをするということになります。

(6)相続に関する民法等の規定が改正されています。

相続に関する民法等の規定がここのところ、いろいろと 変わっていますので注意が必要です。

例えば、配偶者居住権とか、相続登記の義務化であるとか、あるいは未利用地の国に対する寄付引き継ぎとか、いろいろな制度が出て手直しがされていますから、よく見ておかないと問題が生じることも考えられます。

これが相続の民法の流れの部分で簡単に説明させていただきました。

2. 相続対策の必要性

(1)相続対策は親の責任

私がここで書いていますが、相続対策は親の責任です。 親の目から見ると「うちの子供たちは仲が良いしそれぞれ の立場をわきまえているから相続で揉める心配はない」と か、あるいは「どこ、どこさんのところは大変だったよ。 だから相続の時には争ってくれるな」と日頃から言い聞か せているので大丈夫だろうとほとんどの親は考えていま す。しかし現実には多くの相続争いが、財産の多寡に関わ らず起きています。

実際、相続争いの原因は様々ですが、第1が感情のもつれでしょう。それは人間関係でなく、相続人と被相続人と の問題もあるし、損得勘定で割り切れないものが原因にな っています。

例えば土地50坪、それも実の母親と子供がトラブルという例もありました。お父さんとお母さんがその家で暮らしていて、子供は外に出ていた。父親が亡くなって、母親がその家に住んでいるのに、その家の土地50坪を仮に1000万で売ってお金にする。そうするとお母さんに500万入り、私も500万もらえるので、それを頭金にして家を買いたいというようなケースでした。これ実の母親の例で後妻さんとか先妻さんとの関係ではないです。こういったことが最近はあります。実の親子であっても感情は何かでもつれてしまうとそういう事が出てくるようです。(2)なぜ今相続争いが多くなっているのか

今お話しした例は特殊な例ですが、それでも相続で揉めて、兄弟姉妹の間が修復できないほどの断交状態になる場があります。実を言うと、我が家もちょっとトラブルがありまして、兄弟2人ですが、兄との繋がりが今は全く絶えています。

元々、本当につまらない話ではあるのですが、いろいろなことでそういう状態になってしまう事があります。しかし、今はそれでも困らない時代になってしまっていますね。 それをこれから少しお話してみたいと思います。

イ 家の財産から個人の財産へと意識が変化

今までは何々家として先祖代々伝わってきたものだから、それを次に伝えなければいけないというふうに思っていたのですが、現在は家の財産というよりも、親父の財産だ、あるいは母親の財産だ、だから相続で子供達が自由に分割していいんだという流れに変わっています。

ロ. 核家族化と親子の意識の変化

最近は親と子供が同居していないケースが結構多いです。あるいは、同じ敷地の中にはあるけれども、建物は別棟というケースがあります。こうなると親子の間の繋がりが薄くなってくるし、親子間の生活の関わり方も違ってきています。

ハ. 資産としてよりも財産として価値を優先

今までは、田んぼであろうが工場であろうが、あるいは 貸地であろうが貸家であろうが、それは財産ではなく資産 として物を生み出す、お金を生み出すための元になるもの と考えていたのが、そのもの自体の価値これを売り払った らいくらになるだろうという財産という考え方が強くなっているといった変化もあります。

二. 高齢化に伴い、相続人の年齢も高齢化

相続トラブルは格差社会の影響とか平等主義の浸透といったような話があるのですが、特に高齢化の問題が深刻です。昭和50年頃の男性の平均寿命って71歳です。私が今67歳で今年68歳になりますので、当時で考えればもうそろそろ私の耐用年数は終わりです。その頃の70歳の方に「お元気ですね。」と言ったら、みんなニコニコしていたわけですが今の70歳に言ったら頭ひっぱたかれます。

ところが今はそれから10年以上の近く伸びています

から、男性80歳、下手すると90歳、100歳までですね。そうなると相続人の年齢も50代後半から60代になります。昭和50年頃の相続人の年齢は40歳から50歳代です。40代50代だと、別に実家の金なんか当てにしなくたって、俺それ以上のものをやってやるよって考えます。ところが60歳を過ぎると、もう先が見えているので、ここで財産相続しておけば、自分の子供や孫にいい顔ができるわけです。そうなると、爺ちゃん、婆ちゃん頑張ってしまいます。爺ちゃんの爺ちゃんからもらった金で、孫にお金くれるからなとか、家買ってやるからなとか、そうなるとこれもうなかなか納得してくれません。

それから相続人が40代50代のときは、例えば実家を 長男が相続し、次に長男が亡くなった時にその子供が相続 で争ったときには、長男の兄弟である叔父さん叔母さんが まだ元気なので、「お前の親父の名義になっているけれど、 元々それは爺さんの爺さんから来たものだ、お前の親父の ものじゃない。俺たちがみんな権利を放棄したから、お前 の親父の名前になったのに、それをお前達が勝手に頭割り にするのだったら、俺らにまた返せと。」とか言ってくれ る人もいたわけです。

ところが今は80歳です。そうするとその兄弟もみんな75歳、あるいは80歳以上90歳ぐらいになっているわけです。そうするともうそんな、説得できるような迫力のあるおじさんおばさんはいなくなってしまいます。そうなるとどうしてもそこにトラブルが発生する流れがあります。だから、相続対策をしておく必要があるのです。

40歳代の相続人と60歳代の相続人では家族の状況、 生活環境、経済状態も変化しており、相続に対する考え方 も異なっており、これを踏まえた対応を求められることが 多くなっています。

かつては家督相続により実家承継者に相続する集中するのが当然のようでしたが、当時の実家承継者には職業選択の自由もない、居住の自由もない、場合によっては結婚の自由もないわけです。もうそこの家に縛り付けられているのです。まして兄弟が5人も6人もいます。最初に生まれた人間が、一番下の10歳も下の人間の面倒を見ているのです。そのためにはどうしても先に生まれた人間が家の仕事を手伝い、いろいろなことをやらないといけない。

戦前は農家の長男は、熊中には行かせてくれないのです。 学校行きたいって言うと、農学校だったらいいよという感 じで、熊農へ行かされるのです。兄ちゃんは農学校、弟は 熊中と。そうすると、皆さん熊谷高校と熊谷農業高校の場 所をご存知か分かりませんが、北に向かって行って右側に 熊中、左側に熊農になります。そうすると、熊中に行って いる人間は当然、熊農で農業の勉強や牛の飼い方の勉強を している姿を見ているわけです。だから、兄ちゃんはこれ だけ大変なのだというのを知っているので、戦後の民法に よる相続制度になっても権利は主張しなかったのです。

ところが今は、農家の長男であっても別に普通高校にも 大学にも行かしてくれる。別に家を継がなくてもいいよと。 そうなると長男だから縛り付けられたとか、あるいは我慢させられたとか、そういったことがないので、兄弟姉妹はみんな同じじゃないかというふうな感覚に思われてしまう。そうなると、前みたいな形での跡継ぎだからそこに全部集約するという方向に行ってくれないと、そういう時代です。

最近の相続トラブルでは、姉、姉、弟。つまり長女、次 女がいて、長男が一番下という場合にかつてのように長男 に多くのものを相続させようとすると、長女はあまりいい を顔しないことが多いです。

長女にすると、あんなにピーピー泣いて面倒を見させられた弟が全部持っていくのか、そう思うわけです。次女が出来ても、あなたは姉さんで跡を継ぐのだからと言われます。兄弟姉妹の年齢差が大体2歳か3歳だとすると、長女は長男が生まれたときは6歳になっていますので、それまではあなたは跡継ぎだから我慢しなさいよとか言われて常に優先的だった。それが、弟が生まれた瞬間に全部弟に集中してしまうわけです。そうすると、今までの自分の立場が全部消えたというそういった気持ちも残ります。ただこれどうしようもないです。

だから親の想いを子供たちにうまく説明し、長女と次女の想いも理解していかないと、トラブルの基にもなるのです。

さて、5ページで具体的な相続対策ということで、いろいる書いています。現状把握だとか、あるいは相続対策は計画的に進めて行く、本当は5年から10年ぐらいの時間をかけてじっくりやってください。

あとは、遺言書を作るのも一つです。 (6ページ)。私も遺言状を頼まれて手伝う事もあります。そのときに説明をするのが、遺言状は遺言状でこう作るけれども、分割は分割でまた別だよ。というぐらいの気持ちを持ってないとトラブルが起きますよという話はします。遺留分を侵害していないとしても、どこかに不満が残れば、必ずギクシャクしてくるということがあります。

私の経験をお話しすると、ここの家は多分99%揉めると思ったのです。そしたら、全然揉めなかった。なぜかと言うと例えば孫が学校行くとか、あるいは子供が結婚するだとか、家を建てるというときにいろいろ支援をしている、支援しているが顔を合わせるとその都度、「お前にはこうしているのだから俺が死んだらくれって言うなよな。」と「兄さんをいじめるなよ。」と言い続けていたらしいのです。その結果、相続のときに何もいらないと言うのです。親父の顔が浮かんでくるから、化けて出てくるのではないかと思うそうです。これが究極の相続対策だと私は思いました。

幹

No. 15

当然贈与税は申告しています、申告をちゃんとすることにより贈与を受けたという証拠が残りますので贈与税を申告するのは大切です。

もう時間が大体来ていますので、相続税対策の部分につ いてはまた後日お話をしたいと思います。この中で注意し ていただきたいのが、21ページになります。「相続時精 算課税制度の安易な利用は禁物」です。要は相続時精算課 税制度というのは、贈与を先にポンとしても、後に相続税 で精算をするから先に贈与ができますよという制度です。 一見いいように見えますが、これをやると贈与税の時効が なくなります。これまでは、相続前3年以内の分の贈与が 相続財産に加算されたのですが、これが今年から1年ずつ 伸びて最大7年以内の贈与が加算されることになります。 それでも8年以上前の分については相続税の加算の対象 になりませんが、精算課税制度を使うとそれを使ってから 10年経とうが20年経とうが、ずっと相続税の申告の対 象になります。相続時精算課税制度を利用する際は十分制 度の内容を理解して、その要否を検討してくださいという 話になります。

今日はもう時間来ましたので、ここでとりあえず終わりに させていただきたいと思います。どうもご清聴ありがとう ございました。

松本則之会長

先生、造詣の深いお話どうもありがとうございました。 私も先生から相続時精算課税を利用すると、資産のある方にとってはかえって損をすることになるという知識があり、ある会社の方が、それを使って会長から社長に株式を贈与するという話を聞いて、その書類の作成を頼まれたのですが、1回それを使うともう今後一切の相続税対策ができなくなりますよということで止めたことがありました。その会社は結果的に言うと、当時から比べてものすごくあちこにち拠点ができて、大きくなったところで、ひょっとしたら、まだ株価の価値が低いときに贈与しておけば、そのときの価格でいきますから、次それでも損はしなかったのかなっていう事例があったことをちょっと今思い出しながら、聞いていました。

またロータリーの企画を考えて、鈴木さんにはそのうちお 願いします。会の方の卓話も面白いので、今後も企画して いきたいと思います。宜しくお願いします。

点鐘 会長 松本則之さん

浅見 克一

国際RC第2570地区第4グループ 寄居ロータリークラブ E-mail yorii-rc@carrot.ocn.ne.jp

事 松本

2024.1.24 会 長 松本 則之 会報·雑誌委員長 加藤 祐司

幸男

副委員長

例会日時 毎週(水) 12:30~13:30
例 会 場 Spark(寄居町商工会)
・住 所 寄居町寄居1228

· TEL 048 (581) 2468 · FAX 048 (581) 3530